

(PDF版・2の1)『教会教義学 神論Ⅰ／1 神の認識』「五章 神の認識 二十五節 神認識の実現」「二 人間の前での神」

(文責・豊田忠義)

「五章 神の認識 二十五節 神認識の実現」「二 人間の前での神」(55-114頁)

「二 人間の前での神」

「第二の行為」としての第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている起源的な第一の形態の「神の言葉に拘束された神認識は〔換言すれば、その神の言葉に後続する、すなわち具体的には聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とする第三の形態の神の言葉である教会のすべての成員における「第二の行為」としての神の言葉に拘束された神認識は〕」、「そのこと中で、その神認識は実在となるのであるが」、「人間が〔先行するキリストにあつての神としての〕神の前に〔後続して〕立っているということ」、「それと共にまた」、「それに対して、第一の行為が立ちまされた仕方でその前提、規定、限界づけとして先行するのであるが」、「その実在となるということ自体が、終始ただ〔先行する「第一の行為」に後続する〕第二の行為として理解されることができるといふこと〔換言すれば、「それに対して」、三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の実在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の実在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」(換言すれば、「キリスト教に固有な」類と歴史性)の関係と構造(秩序性)における、「先ず第一義的に優位に立つ原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準としての起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリストと共に、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準である第二の形態の神の言葉である聖書」が「立ちまされた仕方でその前提、規定、限界づけとして先行するのであるが」、「その実在となるということ自体が、終始ただ先行する第一の行為に後続する第二の行為として理解されることができるといふこと〕」、「また、あの第二の行為は、ただこの第一の行為を確認し・承認しつつ遂行されることができただけであるということ」である。「この第一の行為は、〔キリストにあつての神としての〕<神が人間の前に>立ち給うということ〔「人間の前での神」といふこと〕から成り立っている〔すなわち、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、「自己自身である神」としての「失われぬ単一性」・神性・永遠性を内在本質とする「三位相互内在性」における三位一体の神の、「われわれのための神」としてのその「外に向かつて」の外在的な「失われぬ差異性」における「三つの存在の仕方」(性質・働き・業・行為・行動——父、子、聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体)において、キリストにあつての神としての「<神が人間の前に>立ち給うということから成り立っている〕」。まさに、「先行する神の用意」に包摂された「後続する人間の用

意」ができていくところの、「人間に対する神の愛と神に対する人間の愛の同一」（『ローマ書』）であり、「永遠の（神との人間の）和解」（徹頭徹尾神の側の真実としてののみある、神の側からする神の人間との架橋）であり、「神との間の平和」（ローマ五・一）であり、それ故に「神の認識可能性」である「自己自身である神」としての聖性・秘義性・隠蔽性において存在している「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」の、「われわれのための神」としてのその「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の言葉、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてまことの人間イエス・キリストにおいて、「神の用意の中に含まれて、人間にとって、神に向かっての、したがって神認識〔信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的主観に実現された神の恵みの出来事〕に向かっての人間の用意が存在する」。

「言うまでもなく、〔キリストにあつての神としての〕神が、〔キリストにあつての「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉に基づいて、〕人間を信仰へと目覚ましめ給うということの中で、また……人間に対してご自身を対象として示し給うということを通して、またそのことの中で、そして神が人間をそのご自身の対象性の中でのご自身に向かって目を開かせ給うということを通して、またそのことの中で、神認識は、信仰の認識として实在となるのである〔すなわち、信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的主観に実現された神の恵みの出来事として实在となるのである〕。「これらすべては、徹頭徹尾、それに対して人間は、常に〔先行する神に後続して〕従って行くことができるだけであるところの、神ご自身の存在と業である〔換言すれば、イエス・キリストにおける神の自己啓示において明らかにされたところの、自己自身である神としての「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、われわれのための神としてのその「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における「三つの存在の仕方」、父、子、聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体、すなわち起源的な第一の存在の仕方であるイエス・キリストの父——啓示者・言葉の語り手・創造主、第二の存在の仕方である子としてのイエス・キリスト自身——啓示・語り手の言葉・和解主、第三の存在の仕方である神的愛に基づく父と子の交わりとしての聖霊——「啓示されてあること」・「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）・救済主なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体としての神ご自身の存在と業である〕」。したがって、先行するキリストにあつての神としての神に後続する第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている起源的な第一の形態の「神の言葉に拘束された神認識についての教説」は、「神についての本来的な教説に対して独立した序説を形造っているのではなく、「それ自身、既に神論〔神についての教説〕に属している……」。何故な

らば、第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている起源的な第一の形態の「神の言葉に拘束された神認識についての教説」は、「決定的に、ただ神の存在と行為の記述から成り立つことができるだけであるからである」。したがって、「そこでは、…その神の存在と行為」が、「ただ単に神についてのすべての人間的な語りと聞くことが関連づけられている〔客観的な〕＜実在根拠＞であるだけでなく」、「その実在根拠として、……また神に関するすべての人間的な語りと聞くことが由来して来る〔主観的な〕＜認識根拠＞でもある限り」、「神の存在と行為の特別な規定が問題である」。何故ならば、自己自身である神としての「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、われわれのための神としての「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方（性質・働き・業・行為・行動、すなわち子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事）、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてまことの人間イエス・キリストにおける神の自己啓示は、区別を包括した単一性において、先ず以て「第二の問題」である「神の本質を問う問い」（「神の本質の問題」）を包括した「第一の問題」である「神の存在を問う問い」（「神の存在の問題」）を要求するからである。

『二十五節 神認識の実現』の題詞〔定式化〕の中で、第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている起源的な第一の形態の「神の言葉に拘束された神認識の内容として……挙げられた」ところの、「われわれがすべてにまさって愛することがゆるされるが故に、すべてにまさって恐れなければならない方、またその方自身われわれに対しご自身をそれほどまでに＜明らかに確かなものとなし給う＞が故に〔換言すれば、イエス・キリストにおける神の自己啓示によって明らかにされたところの、「自己自身である神」としての対自的であって対他的な完全に自由な聖性・秘義性・隠蔽性において存在している「父なる名の＜内＞三位一的特殊性」・「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」の、「われわれのための神」としてのその「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における「三つの存在の仕方」（性質・働き・業・行為・行動、すなわち父、子、聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体）において、「その方自身われわれに対しご自身をそれほどまでに＜明らかに確かなものとなし給う＞が故に」、われわれにとって＜秘義であり続ける＞方の現実存在」——「それこそが、人間の前での神、神の言葉に拘束されている神認識によれば、人間に出会い、人間に対して働きかけ給う神である」、「それこそが、〔キリストにあつての神としての〕神、この認識の遂行の中で、人間に先行し給い、人間が〔それに後続して〕この認識を遂行しつつ、ただ〔後続して〕従って行くことができるだけであるところの神である」。キリストにあつての神としての「神は、まさにこのものであり給い、他のいかなるものでもあり給わない……」。したがって、キリストにあつての神としての「神が、そのような

方であり給うということこそが、人間によってなされる神認識に関して語られるべきすべてのことにとって、決定的であり、そこでの事情を規定するものなのである」。

区別を包括した単一性において、先ず以て「第二の問題」である「神の本質を問う問い」（「神の本質の問題」）を包括した「第一の問題」である「神の存在を問う問い」（「神の存在の問題」）を要求するイエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身」が「啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉を持っているのであるから、換言すれば客観的なその「死と復活の出来事」におけるイエス・キリストの「啓示の出来事」（客観的な「存在的なく必然性」）とその「啓示の出来事」の中での主観的側面としての「啓示への個人的な参与を保証する」「復活され高擧されたイエス・キリストから降下し注がれる霊である」「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」（主観的な「認識的なく必然性」）を前提条件としたところの、すなわち神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいたところの、客観的な「存在的なくラチオ性」としての三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の實在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の實在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」（換言すれば、「キリスト教に固有な」類と歴史性）の関係と構造（秩序性）と主観的な「認識的なくラチオ性」としての徹頭徹尾聖霊と同一ではないが聖霊によって更新された人間の理性性を持っているのであるから、われわれはキリストにあっての神としての神を「〈すべてにまさって愛することがゆるされている〉」のであるが、そのキリストにあっての神としての神は、「すべてまさって愛されるべき方として、……存在し給い、……われわれの認識の対象であり給う」。したがって、「われわれが……そのほかの何者あるいは何物も愛することができないような仕方」、キリストにあっての神としての「神を愛するように拘束されているということ（『詩篇七三・二五』）は、「とりわけ許し、解放、許可である」。したがってまた、そのことを確認し承認しないならば、「われわれは依然としてあるいはもはや神の言葉を信じ・信賴してはいないであろう。また、神の言葉に対するわれわれの従順ということも、まだ依然としてあるいはもはや信仰の服従ではないであろう」。したがってまた、その確認し承認するということは、人間論的な自然的人間であれ、教会論的なキリスト教的人間であれ、誰であれ、生来的な自然的なわれわれ人間は、日々瞬間瞬間キリストにあっての神としての神から遠ざかり遠ざかり続けているということ、キリストにあっての神としての神だけでなくわれわれ人間も、われわれ人間の自主性・自己主張・自己義認の欲求もという（このことが、『福音と律法』によれば、不信仰・無神性・真実の罪である）罪を、新たな罪を犯し続けているということを確認し承認することでもある——「『もちろん福音をわたしは聞く、だがわたくしには信仰が欠けている』その通り

——一体信仰が欠けていない人があるであろうか。一体誰が信じることができるであろうか。自分は信仰を『持っている』、自分には信仰は欠けていない。自分は信じることが『できる』と主張しようとするなら、その人が信じていないことは確かであろう。（中略）信じる者は、自分が——つまり〔生来的な自然的な〕『自分の理性や力〔感性力、悟性力、意志力、想像力、自然を内面の原理とした禅的修行等々〕によっては』——全く信じることができないことを知っており、それを告白する。聖霊によって召され、光を受け、それゆえ自分で自分を理解せず（中略）頭をもたげて来る不信仰に直面しつつ（中略）『わたくしは信じる』とかれが言うのは、『主よ、わたくしの不信仰をお助け下さい』（マルコ九・二四）という願いの中でのみ、その願いと共にのみであろう」（『福音主義神学入門』）。したがってまた、キリスト復活から復活されたキリストの再臨（終末、「完成」）までの聖霊の時代（中間時）に生きる第三の形態の神の言葉である教会に属するわれわれすべての成員は、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性におけるその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の实在」（「啓示との〈間接的同一性〉〔啓示との区別を包括した同一性〕」において存在している「啓示の〈しるし〉」）としての第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、終末論的限界の下でのその途上性で、絶えず繰り返し、「聖書への絶対的信頼」（『説教の本質と実際』）に基づく聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において、聖書に聞き教えられることを通して教えるという仕方で、純粋な教えとしてのキリストにあっての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」（それ故に、〈教会〉教義学、〈福音主義的な〉教義学は、絶えず繰り返し、「教えの純粋さを問う」と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」（それ故に、その〈教会〉教義学、〈福音主義的な〉教義学は、区別を包括した単一性において、その〈教会〉教義学に包括された「正しい行為を問う」特別的な神学的倫理学を持つ、すなわちここにおいては、言葉と行為は二元論的に分離・対立しておらず、区別を包括した単一性において、その言葉が「おのずから」・「必然的に」行為へとつれ出して行くように出来上がっている）——すなわち、自己欺瞞に満ちた市民的常識・市民的観点における通俗的な隣人愛ではなくて、純粋な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法（神の命令・要求・要請）である全世界としての教会自身と世のすべての人々が、純粋な教えとしてのキリストの福音を現実的に所有することができるためになすキリストの福音の告白・証し・宣べ伝えという連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指して行かなければならないのである。

そのような訳で、前段で述べたのとは「違った仕方で、関わっているすべての対象の認識の問題性」は、第二の形態の神の言葉である聖書の中で証しされている起源的な第一の形態の神の言葉に拘束された「神認識の探究の中に運び込まれてはならない」のである。われわれはキリストにあっての神としての神を「くすべてにまさって愛することが許されている」のであるが、そのキリストにあっての神としての神は、「すべてまさって愛されるべき方として、……存在し給い、……われわれの認識の対象であり給う」というそこでの「許されているということ」は、「くひとつには」、神は、ご自身の中で、われわれの愛に値するところの方、しかも〔「聖書の主題であり、同時に哲学の要旨である」神と人間との無限の質的差異を固守するというく方式>（『ローマ書』）の下で、〕そのほかの何者も何物も値しない仕方で値する方、それであるから、われわれは、われわれが神を愛することによって、いかなる幻滅も覚悟していなければならないことはない方であるということから成り立っている」、またそれは「**第二には**、神は、〔啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力〕のく総体的構造>に基づいて〕われわれに対しご自身を知らせまた提供し給う故に、われわれは、神を、神ご自身がわれわれによって愛されることを欲し給うような仕方で、われわれのためにそこにい給う方として愛することができるということから成り立っている」、またそれは「**最後には**、神が、われわれの中で、ご自身、神を愛する可能性を造り出し給うが故に、換言すれば進んで愛そうとする意志と用意を造り出し給うが故に、そのことが事実起こることに対して、われわれの方から見ても、そこにはいかなる妨害もないということから成り立っている」。イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身が啓示に固有な自己証明能力」のく総体的構造>を持っている、起源的な第一の形態の神の言葉自身はその言葉自身の出来事の自己運動を持っている、常に先行する神の用意に包摂された後続する人間の用意ができていくところの、「人間に対する神の愛と神に対する人間の愛の同一」（『ローマ書』）であり、「永遠の（神との人間の）和解」（徹頭徹尾神の側の真実としてのみある、神の側からする神の人間との架橋）であり、「神との間の平和」（ローマ五・一）であり、それ故に神の認識可能性である「自己自身である神」としての聖性・秘義性・隠蔽性において存在している「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」の、「われわれのための神」としてのその「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方、「啓示ないし和解の実在」そのものとしての起源的な第一の形態の言葉で、「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてまことの人間イエス・キリストにおいて、「神の用意の中に含まれて、人間にとって、神に向かっての、したがって神認識〔信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的主体に実現された神の恵みの出来事〕に向かっての人間の用意が存在する」——「そこにはいかなる妨害も」あり得ない。「**概念の全き意味での愛は**、その愛の中で、われわれの現実存在全体が賭けられているが故に、ただ〔イエス・キリ

ストにおける神の自己啓示における] この方、この対象に対してだけ」、「すなわち、自分自身の中で、それが、「啓示自身を持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉に基づいて] われわれの現実存在を賭けるようにとわれわれを招き・要求することができるところのこの対象に対してだけ」、「この招きと要求を、事実われわれに向かってさし出し、この招きと要求に従うよう事実われわれを動かすところのこの対象に対してだけ問題となり得るということである」。